

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋1階大物搬入口の二重扉（内側）付近及び同建屋地階南東コーナー壁面の配管貫通部に雨水及び地下水の浸入（少量・汚染なし）が認められたため、当該箇所を点検・清掃	D	
2	2号機	非常照明用電源（蓄電池）の点検において、蓄電池の充電用電源プラグを壁コンセントから引抜いた際、当該コンセント内の差込口部が外れたため、当該部を修理	D	
3	2号機	中央操作室内の床面コンセント内の差込口に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	硫酸第一鉄注入装置の循環水系側注入配管のストレーナに腐食及び詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・修理	D	
5	3号機	1～4号機共用所内ボイラ（A）用循環ポンプのメカニカルシール配管接続部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	275kV超高压開閉所建屋内の雨水排水配管通過点付近の床面に雨水のリークによるものと推定される水溜りが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
7	3号機	原子炉建屋5階の北西側階段付近に設置されている接地線が外れていたため、対応検討	D	
8	3号機	原子炉格納容器雰囲気モニタ系冷却器の冷却用海水を置換するための水を供給する消火系配管元弁のグランド部に腐食が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	5号機	重油貯蔵タンク重油受入用空気分離器の圧力指示計の交換作業において、当該計器の検出配管取付部が固着により外れなかったため、当該部を修理	D	
10	5号機	プラント停止操作のための原子炉運転モードスイッチを、「運転」位置から「起動」位置に切替えた際に、中性子計測系起動領域モニタに指示値異常（高めの指示）が認められたため、当該モニタを点検・調整	C	
11	6号機	タービングランド蒸気排気放射線モニタ系のサンプリングポンプ（B1）の入口フィルタ内に水が溜まっていたため、当該フィルタを交換	D	
12	その他	固体廃棄物貯蔵庫（第5棟）の廃棄物を分別・固形化するエリアの空調機用制御盤に「換気空調系冷却装置（A）異常」を示す警告灯が点灯し、当該装置が停止したため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで